

## 令和5年 第10回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和5年10月30日(月) 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市穎娃保健センター

### 3. 出席委員(17人)

会長	1番	本木下 裕一			
会長職務代理	2番	大隣 初美			
委員	3番	月野 貴大	4番	吉崎 久男	5番 東垂水 勝秀
	6番	松永 克生	7番	高江 京子	8番 永山 明美
	9番	福元 幸志	10番	松菌 勝郎	11番 下之門 信洋
			13番	大坪 幸博	14番 桑代 純一
	15番	栢川 明子			17番 池田 慎
	18番	梶山 俊孝	19番	宮原 俊郎	

### 4. 欠席委員(2人)

12番 六反田 達郎 16番 松村 孝徳

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第58号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第59号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第60号 農地法第4条許可指令書の取消について
- 日程第8 議案第61号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第62号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第10 議案第63号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第11 議案第64号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

- 日程第 12 議案第 65 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 13 議案第 65 号 非農地証明願について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志  
 農政係長 折尾 武志 係員 松下 剛史  
 農地係長 宇都 寿彦 係員 中村 智治

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 資料により〇〇委員の〇〇〇受賞の報告

10 月 23 日の先進地研修の復命

農繁期で委員の参加が出来ない方もあったため、今後研修計画については皆様の御意見を聞きながら時期等を検討していきたいと思っております。当日は長島町の会長はじめ事務局の対応を頂き、町の概要、遊休農地の解消、農地集積について、目標地図の素案などについて説明して頂いたところがあります。農業委員が 15 名おり遊休農地対策班、担い手対策班、流通対策班、加工対策班の 3 班で活動しているとのことで、非常に学ぶべき点が多かった。

議 長 それでは、出席確認を行います。12 番委員、16 番委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 5 年第 10 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 129 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

- 議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。  
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」をおこないます。  
会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、9番委員、10番委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日10月30日の1日間で御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり  
議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議 長 日程第3「議案審議に係る通知事案について」、事務局の説明を求めます。  
農地係長 説明いたします。3頁でございます。  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。貸人は鹿児島市〇〇〇〇さん、借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。  
所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、畑1筆 3,288㎡で、知覧地域1件です。  
次に5頁から7頁でございます。  
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が16件ございました。貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇外15件です。  
貸人主導によるもの1件、借人主導によるもの15件です。地目の内訳は、田3筆 1,633㎡、畑25筆 29,636㎡の合計28筆 31,269㎡で、颯娃地域9件、知覧地域4件、川辺地域3件です。  
なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。  
委 員 「なし」の声あり  
議 長 質疑なしと認めます。  
只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議 長 続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。  
農政係長 事務局に説明を求めます。  
資料は9頁からになります。今回は、再認定8件であります。  
営農類型としては、茶が7件、甘藷露地野菜が1件で地区別には颯娃3件、知覧4件、川辺1件であります。  
資料の11頁からが一覧表となっておりますので、お目通しをお願い致します。

ます。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長  
委 員  
議 長

只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長

次に日程第5 議案第58号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。7番委員お願いします。

7番委員

報告いたします。

14号の審議番号1番です。関連資料は15号から18号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇番1, 畑 1,725 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営んでおり、手続を経ずに、令和5年7月頃に農業用機械倉庫、駐車場、資材置場を整備していたことから、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の東側西側は畑に、南側は山林に、北側は県道に接しています。

現状のままで利用していますが、当該申請地から西側農地へ向かって傾斜があることから、雨水による土砂流出等の恐れがあるため、排水対策を講じるよう助言をしています。日照・通風等については緩衝地を設けているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号2番です、関連資料は19号から22号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇番, 畑 2,305 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営んでおり、手続を経ずに、平成30年に農業用機械・集荷物倉庫、駐車場、資材置場を整備していたことから、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は畑に、東側は宅地に、西側は市道に、南側は県道に接しています。現状のままで利用していますが、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等については緩衝地を設けているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。審議番号1番と2番の用途区分変更につきましては、申請目的が、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、また農業用機械倉庫と農産物集荷倉庫等が近接している必要があることから、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 58 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって，議案第 58 号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に，日程第 6 議案第 59 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。24 号～25 号の 3 条所有権移転 8 件でございます。

譲渡人は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん，譲受人は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は，田 1 筆 267 m<sup>2</sup>，畑 15 筆 9,084 m<sup>2</sup> の合計 16 筆 9,351 m<sup>2</sup>で，理由につきましては，経営拡大 1 件，受贈 1 件相手方の要望 5 件，自給的農業 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては田が無償，畑が 150 千円から 250 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては，畑 98 千円でございます。地域別では，穎娃地域 1 件，知覧地域 6 件，川辺地域 1 件です。

なお，農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては，申請書及び提出されました 25 号～34 号の調査書，誓約書及び営農計画書について審査し，許可要件を全て満たしていると認められます。

以上，御審議よろしく願います。

議長

只今説明のありました案件について，審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 59 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は，全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって，議案第 59 号の全案件について，申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に，日程第 7 議案第 60 号「農地法第 4 条許可指令書の取消について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。

37 頁の農地法第 4 条許可の取消でございます。

資料の 38 頁～40 頁でございます。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。取消申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 187 m<sup>2</sup>で、転用目的は住宅用駐車場です。取消理由につきましては、当初、住宅を建築するにあたり隣接する当該農地を駐車場にする計画であったが、住宅建築後に必要な駐車スペースを確保できたことから許可を取り消すものです。なお、申請地は現在、住宅用駐車場として利用していないことを確認しています。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 60 号「農地法第 4 条許可指令書の取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長

次に、日程第 8 議案第 61 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。7 番委員をお願いします。

7 番委員

報告いたします。42 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 43 頁から 47 頁になります。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 1,725 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会北側に位置します。申請人は、市内で〇〇業を営んでおり、許可を得ずに令和 5 年 7 月頃に農業用機械倉庫、駐車場、資材置場を整備していたことから、始末書を添付し今回追認で許可を得ようとするものです。

被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されますが先ほど報告がありましたとおり、排水対策の一部について改善を求めているところです。

申請地は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

申請地はすでに利用されていることから始末書が添付されています。以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第61号「農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第61号に係る案件については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第62号「農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について」を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。2番委員をお願いします。

2番委員 報告いたします。49号になります。審議番号1番と2番は関連がありますので一括で報告します。関連資料は50号から59号になります。

申請人は鹿児島市に〇〇を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、審議番号1番は令和3年12月6日付けで審議番号2番は令和4年1月7日付けで営農型太陽光発電設備を設置するため農地法第5条の転用許可を受けたもので、現在設置済であります。当初計画した支柱の設置本数を減らすことができたことから転用面積を変更するものです。現状のままで利用しますので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明します。議案①～②は関連がありますので一括して説明いたします。

事業承継者の一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供すること

の確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましても、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、事業変更に伴い次に審議される農地法第5条の申請がだされています。

以上で説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第62号「農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第10 議案第63号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたします。

まず地上権設定について現地調査員から報告をお願いします。2番委員お願いします。

2番委員 報告いたします。

61号の審議番号1番です。関連資料は62号から67号になります。

借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の変更を受けた鹿児島市の〇〇〇〇、貸人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑4,744㎡の内0.36㎡で、〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市に〇〇を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。

下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。

関連資料は68号から73号になります。

借人は、審議番号1番と同じく〇〇〇〇、貸人は枕崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番外1筆、畑4,102㎡の内0.34㎡で、〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、鹿児島市に〇〇を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。

下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお、8月の台風で設置済みである太陽光発電設備の一部が倒れ、すでに撤去済であります。改めて設置する太陽光発電設備については、設置者から支柱の部材や屋根の一部に補強を入れるとのことでありました。

以上で報告を終わります。

議 長  
14 番委員

次に、所有権移転について14番委員お願いします。

報告いたします。

74号の審議番号1番です。関連資料は76号から79号になります。

譲受人は大阪府の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 1,961㎡の内447㎡で、〇〇自治会に位置します。申請人は、県外に居住しており、父母の故郷である知覧町に居住することになったことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものです。

申請地の東側北側は畑に、西側は宅地に、南側は農道に接しています。30cm程度の盛土と1.5m程度の切土をおこなうが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。

関連資料は80号から83号になります。譲受人は始良市の〇〇〇〇さん、譲渡人は始良市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 386㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外に居住しており、生まれ育った知覧町に居住することになったことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものです。

申請地の東側北側は宅地に、南側は畑に、西側は県道に接しています。30cm程度の切土をしますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
2番委員

次に、2番委員お願いします。

報告します、75号の審議番号3番です。

関連資料は84号から92号になります。譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん他1名です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 外12筆、畑23,632㎡で、〇〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、鹿児島市に〇〇を置き、〇〇の製造、加工及び販売業を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地隣接の山林16筆、雑種地2筆、宅地4筆と一体利用で、〇〇〇〇を飼養管理する〇〇、管理棟及び沈砂池を建設しようとするものです。

申請地の東、西、南、北側は山林に接しています。若干の切土盛土はしますが現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は沈砂池を設け水路へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
13番委員

次に、13番委員お願いします。

報告いたします。

75号の審議番号4番です。関連資料は93号から97号になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 40㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内に居住しており、所有する畑に出入口がないことから申請地を譲り受けて通路として利用するものです。

申請地の北側、西側は畑に、東側は宅地に、南側は市道に接しています。1m程度の盛土をおこない舗装をしますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等についても、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長  
7番委員

次に、使用貸借権設定について、7番委員お願いします。

報告いたします。

98号の審議番号1番です。

関連資料は99号から103号になります。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑2,305㎡で、〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営んでおり、許可を得ずに、平成30年に農業用機械・集荷物倉庫、駐車場、資材置場を整備していたことから、始末書を添付し、今回追認で許可を得ようとするものです。被害防除対策等につきましては、先ほど用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

61 条の 5 条申請地上権設定につきまして補足説明いたします。資料の 62～73 条でございます。

議案①②は関連がありますので一括して説明いたします。一般基準につきましては、申請時の添付書類により変更前と同様の内容で確認されていますので、適当であると判断されます。許可につきましては変更前の許可日を継続する一時転用となっております。

なお、審議番号 1 番と 2 番は農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、74 条の 5 条所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号 2 番と 3 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 4 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号 3 番は、第 2 種農地ですが申請面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、98 条の 5 条使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

申請地は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供され

る農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

申請地はすでに利用されていることから始末書が添付されています。以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

11番委員  
農地係長

61号の一時転用の意味について教えてください。

一時転用が出来るのは、農用地区域内農地、第一種農地の優良な農地、転用許可の外に一時的に利用する許可の方法があります。例えば、今回の場合は営農型太陽光発電施設ですので農用地区域内農地、第一種農地では基本的には許可は出ません。但し、営農型太陽光発電施設の場合は、下で耕作をするということで例外的に認められている一時的な許可です。農振地域であります。営農型太陽光発電施設は一時的に許可を出します。期間につきましては、下の農地で耕作するものが認定農業者であれば10年、それ以外の方であれば3年として一時転用の期間が定められている。

他の工事現場等の仮設の駐車場などを造るときは、元の農地に戻すのであれば一時転用許可となります。3年とかではなく工事期間中の一時転用期間となります。申請内容等の状況を見て、農地の中身を見て判断することとなります。例外的な期間を定めた一時転用許可となります。

営農型太陽光発電施設はずっと転用が出来るのではなくて、期間が来たら再度申請を行うと、認定農業者は期間10年間の特別になっている。

審議番号1番は認定農業者のため10年間、2番の方は一般の方なので3年間の違いになる。

19番委員  
農地係長  
議長  
委員  
議長

期間が過ぎたら再申請となるのか。

期間が過ぎれば再度申請を提出して更新。若しくは止めると。

よろしいですか。他にございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第63号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、所有権移転の審議番号1番、2番、4番の3件については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号3番、地上権設定の2件及び使用貸借権設定の1件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって議案第 63 号に係る案件については、所有権移転の 3 件については申請どおり許可し、所有権移転の 1 件と地上権設定の 2 件及び使用貸借権設定の 1 件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長

次に、日程第 11 議案第 64 号「農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可並びに意見徴収決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。105 号の農地法第 18 条第 1 項の規定による利用権の解除 1 件でございます。

賃貸人である申請人は、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。本件は借借人である穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの農地法第 18 条第 2 項第 1 号に規定する信義に反する行為に該当するため、申請人が農業経営基盤強化促進法による利用権設定の解除を求めるものです。

なお、契約解除については、農業委員会総会のあと鹿児島県農業会議で行われる常設審議委員会の意見聴取後、許可することを申し添えます。

以上ご審議方よろしく願います。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員

信義違反とはどのような行為か。

農地係

借借人から長年にわたり小作料の支払いが遅れていることによるものです。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 64 号「農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可並びに意見徴収決定について」は、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって議案第 64 号に係る案件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長

次に、日程第 12 議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。

108 号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 2 件です。設定面積は、畑 7 筆 7,983 m<sup>2</sup>、農業用施設用地 2 筆の合計 9 筆 11,046 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、規模拡大 1 件、受贈 2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑のみで 400 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、同じく畑が 400 千円でございます。地域別では、穎娃地域 1 件、知覧地域 1 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、110 号～115 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 41 件です。

設定面積は、田 9 筆 10,649 m<sup>2</sup>、畑 56 筆 78,405 m<sup>2</sup>の合計 65 筆 89,054 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 19 件、知覧地域 11 件、川辺地域 12 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 1 筆 1,910 m<sup>2</sup>で、知覧地域 1 件となっております。

続きまして、117 号～118 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 7 件です。

設定面積は、田 1 筆 772 m<sup>2</sup>、畑 18 筆 31,723 m<sup>2</sup>の合計 19 筆 32,495 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 3 件、知覧地域 4 件、川辺地域 1 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、今月はありませんでした。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇番委員が 30 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、所有権移転及び使用貸借利用権設定の全案件と賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました

議長 引き続き、議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を

行います。それでは、〇〇番委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適  
当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請ど  
おり適当意見とすることに決定いたします。

〇番委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 〇番委員に報告いたします。

議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請ど  
おり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 13 議案第 66 号「非農地証明願について」を議題といたしま  
す。現地調査員の報告を求めます。14 番委員お願いします。

14 番委員 報告いたします。

120 号の審議番号 1 番です。関連資料は 121 号から 124 号になります。

申請人は、神奈川県〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇  
〇〇〇番 畑 1,017 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

申請人は約 40 年前に親から当該農地を相続しましたが、県外に居住して  
いたことから、管理をせずに放置していたため、雑木が生い茂り山林の状  
態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林  
の状況です。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断し  
ました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、13 番委員お願いします。

13 番委員 報告いたします。

120 号の審議番号 2 番です。関連資料は 125 号から 128 号になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 52 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位  
置します。

申請者の父が当該土地を交換により約 15 年前に譲渡しましたが、農地法  
の手続きをせずにいたところ相手方が約 13 年前に墓地を設置したもので  
す。現在も墓地として利用をしており、墓地周辺はコンクリートで舗装さ  
れています。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用す  
る見込みはないと判断しました。

なお、名義がなおっていないことから登記名義人である〇〇〇〇さんの名前で申請が出されています。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を雑種地については周辺農地に与える影響等を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員  
議 長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 66 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員  
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 66 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長

次に、日程第 13「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございしますが、事務局は何かありませんか。

事務局長

(今後の日程について連絡する。)

議 長

只今の件について、御質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございしますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 10 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長

「一同礼」

閉 会 午後 3 時 5 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 9番

---

会議録署名委員 10番

---